

# 労働・助成金情報 特急便

第76号 (2018年12月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

今回は、いつどのようなときに労災保険が適用されるのかについてご紹介したいと思います。

## 労災保険

従業員が業務上や通勤途中に怪我をしたり、病気になったり、または死亡した場合に給付される保険です。従業員を一人でも雇っていれば労災保険に加入します。この労災保険は従業員のための保険であるため、原則として社長や役員が怪我や病気になった時に労災保険は使えません。そして、従業員は労働時間や雇用期間関係なく、パート、アルバイトも含まれます。また、保険料は従業員に支払いはありませんが会社が負担をします。

### ◇ 業務災害

出勤して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配管理下にあると認められるため、特段の事情がない限り業務災害と認められます。出張や社用での外出などにより事業場施設外で業務に従事している場合も認められます。

※休憩時間や就業前後は実際に業務をしていないので、この時間に私的な行為によって怪我をした場合は業務災害とはなりません。ただし事業場の施設設備や管理状況などが原因、業務中のトイレなどの生理的行為は業務災害になります。

#### 【業務災害にならない例】

- 業務とは関係ないことをして怪我をした
- 故意に怪我をした
- 個人的に恨みをもたれている人に遭遇し、暴行を受け怪我をした
- 地震、台風など天災地変によって怪我をした  
※事業場の立地・作業条件・作業環境などによって災害を被りやすい業務の事情がある場合は業務災害になります。

### ◇ 通勤災害

通勤とは就業に関し

- ①住居と就業場所との間の往復
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③単身赴任者の住居と帰省先住居との移動

上記①～③を合理的な経路および方法で行うことをいいます。

②の場合、2か所の事業所で働く労働者が、1つめの就業の場所で勤務を終え、2つめの就業の場所へ向かう途中に怪我をした時は通勤災害になります。

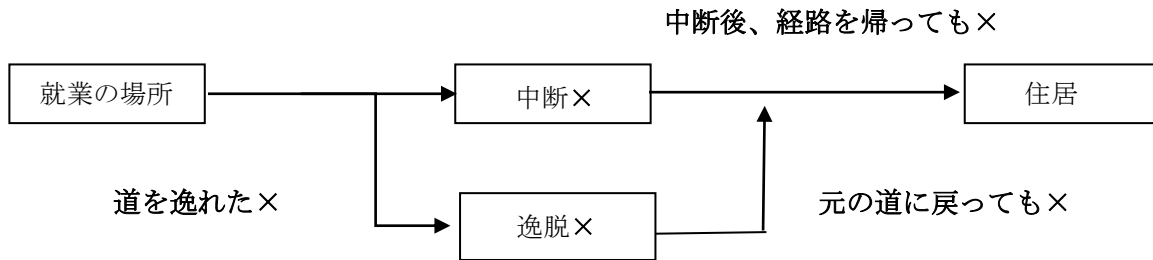
③の場合、単身赴任者が、赴任先住居と帰省先住居との間を移動している途中に怪我をした時は通勤災害になります。

**合理的な経路とは**、通勤のために通常利用する経路が、複数ある場合、それらの経路はいずれも合理的な経路となります。

**合理的な方法とは**、通常使用している交通方法(鉄道、バスなどの公共交通機関・自動車・自転車・徒歩など)通常使用しているかどうかにかかわらず、合理的な方法になります。

### 通勤災害と認められない場合

- ・通勤経路上で通勤と関係の無い行為をする。(中断)
- ・通勤途中で就業や通勤と関係の無い目的で合理的な経路を逸れる。(逸脱)



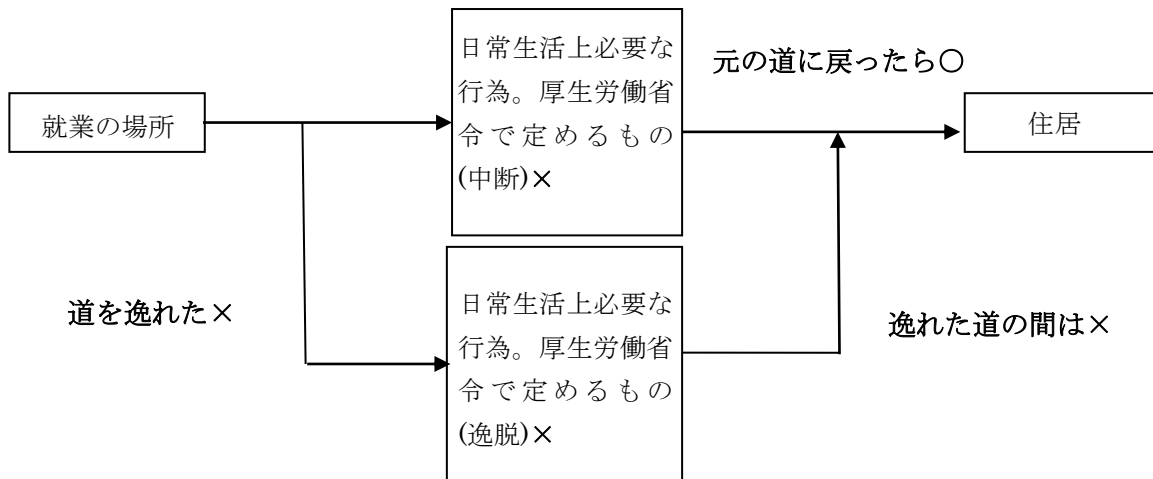
ただし、通勤災害となる例外があります。

- 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 公共職業能力開発施設において行われる職業訓練、大学、専門学校などにおいて行われる教育その他これに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 病院又は診療所において診察または治療を受けること、その他これに準ずる行為
- 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る）

#### 【具体的な例】

- ・スーパーや薬局で食料品・トイレトペーパーなどを購入する。
- ・美容院、理髪店に行く。
- ・投票をするために投票所へ立ち寄る。
- ・クリーニング店へ受け取りに立ち寄る

※経路近くの公衆トイレを使用する、経路上の店で、タバコやジュースを購入する場合などの些細な行為は『逸脱』『中断』にはなりません。また、託児所に寄る場合は、合理的な経路と認められています。



#### ！！注意！！

仕事中や通勤途中で怪我をした時は、健康保険を使うことができません。もし、誤って健康保険を使用した場合は協会けんぽが負担している医療費(7割)を協会けんぽへ返してから労災保険へ請求手続きをするか、医療機関において労災保険に切り替えする手続きをしなければいけません。